令和８年６月１日

保護者　様

三次市立吉舎中学校
校　長　住岡田幸乃

異常気象時等における臨時休業の判断基準の変更について（お知らせ）

万緑の候　皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
さて、このたび新たな防災気象情報の名称や情報体系が運用されることとなりました。それを受け、三次市教育委員会では、台風、大雨、大雪等の異常気象及び地震による災害の発生が予想される場合における「臨時休業の措置等」の基準を次の通り変更した旨通知がありました。

１　臨時休業等の判断基準

当日午前６時時点において、三次市に次の警報等が発表中であること。
なお、近隣市町の警報発表状況に留意し、状況に応じ必要な措置を講じることもあります。

２　警報種別等による対応

(1)全ての特別警報及び危険警報・・・**臨時休業**
(2)氾濫警報、大雨警報、土砂災害警報・・・**臨時休業**
(3)暴風警報・・・**臨時休業**
※台風の接近、地震発生等全市域への影響が想定される場合は、教育委員会から臨時休業等の指示を前日に出される場合があります。
(4)大雪警報・・・通学路等の状況を考慮し、校長判断とします。

校長判断による臨時休業の場合は学校からテトル（連絡アプリ）で保護者にお知らせします。

３　登校後の対応

(1) 児童生徒の登校後において、２の警報等が発表され災害の発生が予想されるときは、状況に応じて授業等を打ち切り、下校や学校待機等の措置を行います。なお、下校に際しては、テトル（連絡アプリ）等で保護者に連絡等いたします。
(2) 午前６時以降で登校時間までに警報が発表された場合、状況により自宅待機又は学校待機の連絡を行います。